

三重県流入車対策要綱(案)のパブリックコメント結果の概要について

1 パブリックコメントの実施内容

(1) 意見募集期間

平成25年7月26日(金)～平成25年8月26日(月)

(2) 方法

県政記者クラブへ資料提供、三重県ホームページの掲載、
県の本庁及び地域機関にて縦覧及び配布等、情報公開・個人情報総合窓口での配布

2 パブリックコメントの意見内容等

(1) 意見数

寄せられた意見数：42件

意見数	内訳		
合計	個人	企業	団体
42件	2件	25件	15件

(2) 寄せられた意見の主な内容

意見者	意見内容
団体	購入品の納入車両は、我々が荷主ではないので運送業者への要請等は納入業者（または商社）を介して行うことになり、適合車・不適合車の見極めが困難である。
企業	今回の要綱は、特定荷主等や特定旅行業者だけに報告義務を課しており、負担が過大である。流入車の確認は本来三重県が直接実施すべきものであり、特定荷主等に報告義務を課すべきものではないと考えます。
団体	国道23号線の通過交通量について ①交通センサスのデータからも分かるように、大型車の通過交通量は減少の一途を辿っているのは御存知の筈です。（伊勢湾岸道へも転換） ②少子高齢化を迎え、交通量を左右するものは自動車の保有率と人口である。今後、人口が減少期を迎え、交通量が減少するのが明確であり、排ガス量の低下も見られるにも拘らず、規制していくのはいかなるものですか。 ③グローバル経済の時代を迎え、国内輸送の需要については製造業の海外移転の増大で、交通センサスからも明確な様に交通量減少に伴う排ガス量の低下が予測されるにも拘らず、環境規制を行う意味がどこにあるのか。

(3) その他

一部運送事業車等から「平成23年度と平成24年度に対策地域の全測定局の環境基準が達成しているのに流入車対策をする必要があるのか。」等の意見がありました。